

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 広域共同防災組織を設置することができる区域のうち、第二地区及び第九地区について区域の縮小を行うこと。（本則関係）

第二 この政令を公布の日から施行すること。（附則関係）